

公立大学法人奈良県立医科大学の料金上限

公立大学法人奈良県立医科大学がその業務に関して徴収する料金の上限を、次のとおり定める。

1 大学に関する料金

(1) 授業料

ア 学部	年額	535,800円
イ 大学院	年額	535,800円

(2) 入学検定料

ア 学部	17,000円
イ 大学院	30,000円

(3) 入学料

ア 学部

(ア) 医学科

- ① 県内生（入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者又はその者の配偶者若しくは一親等の親族である者をいう。以下同じ。）
282,000円
- ② 県外生（県内生以外の者をいう。以下同じ。）
802,000円

(イ) 看護学科

- ① 県内生
282,000円
- ② 県外生
423,000円

イ 大学院

- (ア) 県内生
282,000円

(イ) 県外生

- ① 奈良県立医科大学の医学部医学科を卒業した者
282,000円
- ② ①以外の者
802,000円

- (4) 学位論文審査手数料 1件につき 200,000円
- (5) 科目等履修料 1単位につき 14,400円
- (6) 科目等履修資格認定料 9,800円
- (7) 証明手数料 1通につき 500円

2 病院に関する料金

(1) 使用料及び手数料

平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）第1号及び第2号並びに平成20年厚生労働省告示第93号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法）並びに平成18年厚生労働省告示第99号（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準）の規定により算定した額

ただし、次に掲げるものについては、それぞれ次のとおりの額

ア 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による療養の給付に係るもの

平成20年厚生労働省告示第59号第1号及び第2号の規定により算定した額に100分の115を乗じて得た額

イ 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定により損害賠償が請求できる場合の医療に係るもの

平成20年厚生労働省告示第59号第1号及び第2号の規定により算定した額に100分の150を乗じて得た額

ウ 他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料

初診料算定1回につき平成18年厚生労働省告示第107号（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等）第1の3第1項第1号に定める金額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の標準税率及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の標準税率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

エ 患者に対し他の病院又は診療所に文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、他の病院又は診療所からの文書による紹介のないまま再診した患者（緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。）に対する加算料

再診料算定1回につき平成18年厚生労働省告示第107号第1の3第2項第1号に定める金額に消費税法第29条に規定する消費税の標準税率及び地方税法第72条の83に規定する地方消費税の標準税率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

(2) (1)により算定することのできない使用料及び手数料

ア 特別室使用料 1日につき 32,150円

イ 分べん介助料

次に掲げる額を合算した額

(ア) 90,000円（多胎分べんの場合にあつては、90,000円に、胎児の数から1を減じた数に45,000円を乗じて得た額を加算した額）

(イ) 次に掲げる場合にあっては、分べん介助料にそれぞれ次に定める率を乗じて得た額を加算した額

- ① 診療時間以外の時間 100分の25
- ② 休日 100分の35
- ③ 深夜 100分の35

(ウ) 産科医療補償制度に係る掛金の額に相当する額として実費等を基準に算定する額

注 (イ)の①、②及び③の「診療時間以外の時間」、「休日」及び「深夜」とは、平成20年厚生労働省告示第59号別表第1第1章基本診療料第1部初・再診料第1節初診料注4に規定する「診療時間以外の時間」、「休日」及び「深夜」をいい、(ウ)の「産科医療補償制度」とは、分べん機関と妊産婦との間であらかじめ締結した補償契約に基づいて、通常の方べんにもかかわらず脳性麻痺となった児に対し補償金を支払う制度で財団法人日本医療機能評価機構（平成7年7月27日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。）が運営するものをいう。

ウ 文書手数料	1通につき 5, 130円
エ 健康診断その他の医療行為の料金	実費等を基準に算定する額
オ 駐車場使用料	1時間につき100円

3 1及び2に掲げるもの以外の料金 実費等を基準に算定する額